# 定款

株式会社　幸和製作所

## 第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社幸和製作所と称し、英文ではKOWA　CO .，LTD.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．児童乗物の製造・販売・卸売・輸出入
２．老人用、身体障害者用手押車の製造・販売・卸売・輸出入
３．歩行補助車の製造・販売・卸売・輸出入
４．乳母車の製造・販売・卸売・輸出入
５．リハビリテーション用品の製造・販売・卸売・輸出入
６．車椅子の製造・販売・卸売・輸出入
７．ショッピングカートの製造・販売・卸売・輸出入
８．福祉用具の製造・販売・卸売・貸与・輸出入・メンテナンス
９．杖の製造・販売・卸売・輸出入
10．化粧品の製造・販売・卸売・輸出入
11．医薬部外品の製造・販売・卸売・輸出入
12．手押車、荷物運搬用台車の製造・販売・卸売・輸出入
13．福祉・介護に関する人材育成業務並びに各種セミナー、講習会、研修会の企画・運営
14．企業経営に関する助言、指導およびコンサルティング
15．介護保険法に基づく福祉用具貸与・特定福祉用具販売に係る居宅サービス事業、介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売に係る介護予防サービス事業、住宅改修事業
16．住宅の増改築・リフォーム
17．医療機器の販売・卸売
18．古物の売買
19．前記各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪府堺市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。
２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、13,500,000 株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の１単元の株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
（２）取得請求権付株式の取得を請求する権利
（３）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）
第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役

会において定める株式取扱規則による。

## 第３章　株主総会

（招集）

第 12 条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第 13 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

３．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行

う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

（員数）

第 18 条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以下の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

４．当会社は、会社法第 329 条第３項の規程に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することがでる。

５．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 20 条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 21 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 22 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 23 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 24 条　当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（監査等委員会の招集通知）

第 25 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役への委任）

第 26 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規程により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 27 条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（監査等委員会規程）

第 28 条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第５章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 31 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 32 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２.会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 33 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第６章　計算

（事業年度）

第 34 条　当会社の事業年度は、毎年３月１日から翌年２月末日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 35 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項について、法

令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当）

第36条　当会社は、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行う。

２．当会社は、毎年８月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。

３．当会社は、前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第37条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２．未払の配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

１．当会社は、第34期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．第34期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、34期定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第２項の定めるところによる。

附則

作成　昭和62年９月９日　同日施行
改訂　平成20年８月20日　同日施行
改訂　平成21年２月５日　同日施行
改訂　平成22年12月21日　同日施行
改訂　平成22年12月22日　同日施行
改訂　平成23年６月30日　同日施行
改訂　平成24年２月16日　同日施行
改訂　平成24年７月31日　同日施行
改訂　平成25年５月９日　同日施行
改訂　平成26年10月31日　同日施行
改訂　平成29年５月29日　同日施行

改訂　平成 29 年８月３日　平成 29 年８月４日施行
改訂　平成 30 年１月 18 日　平成 30 年３月１日施行
改訂　令和３年５月 28 日　同日施行